

資料3-2

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201700532 平成29年10月7日(群馬県) 平成29年11月28日	バッテリー(リチウム ポリマー、模型用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火 災が発生した。	●事故品について調査の結果、当該製品の輸入事業者は特定できないと判断 された。このため、当該事業者が報告義務者でなかったと判断した。	
2	A202000088 令和2年4月21日(東京都) 令和2年5月7日	ラジオ(充電式、LED ライト付)	(火災) 当該製品を他社製の充電器に接 続して充電中、当該製品を焼損 する火災が発生した。	●事故品について調査の結果、当該事業者が輸入した製品でないことが判明 したことから、当該事業者は報告義務者ではないと判断した。	